

大阪狭山市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年(2025年)2月25日

大阪狭山市監査委員

北井 末廣

深江 容子

## 監査結果報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査  
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

### 第2 監査の対象

#### 1 対象グループ

##### 福祉政策グループ

- 福祉管理事業
- 社会福祉団体等支援事業
- 民生委員事業
- 福祉のまちづくり推進事業
- 社会を明るくする運動実施事業
- 地域福祉計画推進事業
- 南河内広域行政共同処理事業
- 身体障がい者（児）対策事業
- 難病患者等対策事業
- 精神障がい者対策事業
- 障がい者（児）対策事業
- 自立支援給付事業
- 地域生活支援事業
- 障がい者計画推進事業
- 障がい者虐待防止事業

##### 議会事務局

- 議会運営事業
- 議員活動費

#### 2 対象事務

令和6年4月1日から令和6年11月30日までに執行された財務及びその他に関する事務。ただし、必要に応じて令和5年度を含む。

### 第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理等の予防、発見、修正という合規性に主眼を置き、また、財務及びその他に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを着眼点として実施した。

### 第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合

等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、調査票により情報収集を行った当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況により、監査対象のリスクの内容及び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発生する可能性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

#### 第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において令和7年1月6日から令和7年1月23日まで実施した。

#### 第6 監査の結果及び意見

財務及びその他に関する事務は関係法令等に従い、適正かつ効果的に行われているものと認められた。